【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【証券情報】⑵
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。
⑵　証券情報
第四号の二様式に準じて記載すること。
第四号の二の一一様式記載上の注意⑴ａ⒜中「第７条」を「第７条第１項」に改める。
第四号の四様式記載上の注意⑽ｂ中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。
第四号の四の一一様式記載上の注意⑴ａ中「有価証券報告書」の次に「又はｄの外国会社報告書」を加え、同記載上の注意⑴ａ⒜中「第７条」を「第７条第１項」に改め、同記載上の注意⑴ｂ中「有価証券報告書」の次に「又はｄの外国会社報告書」を加え、同記載上の注意⑴ｃ中「又は最近計算期間」を「若しくは最近計算期間」に改め「半期報告書」の次に「又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書」を加え、同記載上の注意⑵に次のように加える。
ｄ　ａからｃまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
ｅ　ａの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第２号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
ｆ　ｄの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、ｅの書類に準じた書類
第四号の四の一一様式の次に次の様式を加える。

第四号の四の三様式

【表紙】
【提出書類】　外国会社届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　年　月　日
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【証券情報】⑵
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。
⑵　証券情報
第四号の四様式に準じて記載すること。
第五号様式第一一部中「【参照情報】」を「【参照情報】⑴」に改め、同様式第一一部第１の４を同様式第一一部第１の７とし、同様式第一一部第１の３の次に次のように加える。
４【外国会社報告書及びその補足書類】
計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
５【外国会社半期報告書及びその補足書類】
計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
６【外国会社臨時報告書】
４の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出
第五号様式第一一部第２中「【参照書類の補完情報】」を「【参照書類の補完情報】⑵」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。
⑴　参照情報
ａ　臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
ｂ　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類又は外国会社臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
⑵　参照書類の補完情報
ａ　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第２号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。